

奈良市公報

号外第5号

平成21年 3月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 予防接種の実施の一部改正…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 1
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 2
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 地縁による団体の認可…………… 3
- 充当通知書の公示送達…………… 3
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 20日ならウォークの日の決定…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示…………… 4
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 5
- 議会定例会の招集…………… 5
- 梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時開場…………… 5
- 奈良市近鉄奈良駅観光案内所の開所時間の臨時変更…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 平成21年度土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等…………… 5

監査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 6

公営企業

- 一般競争入札の実施…………… 6

教育委員会

- 定例教育委員会の開催…………… 7

農業委員会

- 農政部会の開催…………… 7

告示

奈良市告示第59号

平成20年奈良市告示第221号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成21年 2月16日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

（平成21年 2月16日揭示済）

奈良市告示第60号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 2月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 2月16日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表

（平成21年 2月16日揭示済）

奈良市告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年 2月17日

奈良市長 藤原 昭

| | 指定介護機関 | | 開設者 | 変更年月日 |
|---|------------|------------------------------|---------------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 旧 | みつわ会ケアセンター | 奈良県奈良市南京終町三丁目393-3 | 特定非営利活動法人みつわ会 | 平成20年12月22日 |
| 新 | みつわ会ケアセンター | 奈良県奈良市北永井町372 奈良事務機別館106号 | 特定非営利活動法人みつわ会 | |

(平成21年2月17日揭示済)

奈良市告示第62号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成21年2月17日
奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------------------|------------------|------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 居宅介護支援センターさばーとらくじ苑 | 奈良県奈良市八条五丁目437-11 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成21年2月1日 |
| 社会福祉法人楽慈会 | 奈良県奈良市八条五丁目437-11 | | |
| さくら | 奈良県奈良市大安寺三丁目9-12マンション楠101 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成20年12月1日 |
| 合同会社さくら | 奈良県奈良市法華寺町282-11 | | |

(平成21年2月17日揭示済)

奈良市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成21年2月17日

奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関 | | 廃止した施設又は廃止した事業の種類 | 廃止年月日 |
|---------|---------------------------|-------------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 廃止した施設又は廃止した事業の種類 | 廃止年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| つばさみなみ | 奈良県奈良市大安寺三丁目9-12マンション楠101 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成20年11月30日 |
| 合同会社さくら | 奈良県奈良市法華寺町282-11 | | |

(平成21年2月17日揭示済)

奈良市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年2月17日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----------------------|----------------------|
| 事務所の所在地 | 奈良市奈保町18番17号 | 奈良市奈保町14番1号 |
| 代表者の氏名及び住所 | 中西 孝祐 奈良市奈保町18番17号 | 豊田 基城 奈良市奈保町14番1号 |

2 変更の年月日
平成21年 2月11日
(平成21年 2月17日揭示済)

奈良市告示第65号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成21年 2月18日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 2月18日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年 2月18日揭示済)

奈良市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成21年 2月19日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 名称
下山町自治会
- 2 規約に定める目的
規約第 5 条に定める区域における住民相互の連絡、地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とするほか、不動産に関する権利等を保有する。
また、この目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 会員相互の連絡・共助・福祉に関する活動
(2) 会員の住居環境の整備に関する活動
(3) 地域における防災・防犯に関する活動
(4) 本会所有の不動産、施設等の維持・保全に関する活動
(5) その他、前各号の目的達成に関する活動
- 3 区域
奈良市山町 1 番地から236番地および634番地から645番地、同市田中町433番地および445番地から465番地、同市柴屋町30番地から37番地および157番地ならびに同市窪之庄町856番地とする。
- 4 事務所
奈良市山町109番地
- 5 代表者の氏名及び住所
武村 俊宏
奈良市山町41番地の 1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無
なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定によるほか、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成21年 2月18日

(平成21年 2月19日揭示済)

奈良市告示第67号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第129条第 2 項の規定に係る充当通知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成21年 2月19日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 送達をすべき文書
充当通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成21年 2月19日揭示済)

奈良市告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。これに伴い、平成10年 9月16日付け奈良市告示第415号で指定した建築基準法第42条第 1 項第 4 号の規定による道路は廃止します。

平成21年 2月19日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 指定年月日
平成21年 2月19日
- 2 指定した道路の名称
国道308号
- 3 指定した道路の区域
起点側地名及び地番 奈良市菅原町10番地の 1 の一部
終点側地名及び地番 奈良市菅原町17番地の 4
- 4 指定した道路の幅員
47.5m～67m
- 5 指定した道路の延長
68.5m

(平成21年 2月19日揭示済)

奈良市告示第69号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年2月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年2月19日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成21年2月19日揭示済)

奈良市告示第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年2月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年12月26日 奈良市指令都整開 第08A-31号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成21年2月20日 第1159号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町476番3、484番2及び2287番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市山陵町223番地
里口邦夫
奈良市山陵町223番地
里口由妃

(平成21年2月20日揭示済)

奈良市告示第71号

毎月20日を「20日ならウォークの日」としたので告示します。

平成21年2月23日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年2月23日揭示済)

奈良市告示第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成21年2月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号

平成20年1月28日 奈良市指令都整開 第07A-40号
平成20年7月2日 奈良市指令都整開 第07A-40-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成21年2月23日 第1160号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目998番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南三丁目1番3号

学校法人帝塚山学園

理事長 山本順英

(平成21年2月23日揭示済)

奈良市告示第73号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年2月24日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱（平成16年奈良市告示第336号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通信教育」の次に「によるもの」を加え、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第2号中「次条」を「就職を容易にするために必要な資格として次条」に改める。

第4条中「3分の2」及び「3分の1」を「2分の1」に、「12箇月」を「18月」に改める。

第5条第1号ア中「属する者」の次に「(当該対象者の扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)」を加え、「分離課税」を「退職手当等」に改める。

第7条第1項第2号中「(児童扶養手当の受給者である場合に限る。次項第2号において同じ。)」を削り、同条第3項中「3分の2」を「2分の1」に改め、「相当する期間」の次に「(その期間が18月を超えるときは、修業する期間から18月を減じた期間)」を加える。

第11条中「属する者」の次に「(当該訓練促進費受給者の扶養義務者で当該訓練促進費受給者と生計を同じくするものを含む。)」を加え、「訓練促進費受給者の扶養義務者で訓練促進費受給者」を「当該訓練促進費受給者の扶養義務者で当該訓練促進費受給者」に改め、「あったときは」の次に「、やむを得ない事由があるときを除き」を加える。

別記第1号様式（高等技能訓練促進費用）の（注）1中「3分の2」を「2分の1」に改め、「相当する期間」の次に「(その期間が18月を超えるときは、修業する期間から18月を減じた期間)」を加える。

附 則

この告示は、平成21年2月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の規定は、同月4日から適用する。

(平成21年 2月24日揭示済)

奈良市告示第74号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 2月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 2月24日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 2月24日揭示済)

奈良市告示第75号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 2月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 2月25日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 2月25日揭示済)

奈良市告示第76号

平成21年 3月 5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成21年 2月26日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年 2月26日揭示済)

奈良市告示第77号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3条の2第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成21年 2月26日

奈良市長 藤原 昭

| 施設名 | 臨時に開場する日 |
|----------|--------------------------|
| 梅の郷月ヶ瀬温泉 | 平成21年 3月 3日（火）及び同月17日（火） |

(平成21年 2月26日揭示済)

奈良市告示第78号

奈良市観光案内所規則（昭和26年奈良市規則第4号）第6条ただし書の規定により次のとおり臨時に開所時間を変更します。

平成21年 2月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 施設名
奈良市近鉄奈良駅観光案内所
- 2 臨時に開所時間を変更する日
平成21年 3月 1日～同月14日
- 3 臨時の開所時間
午前 9時～午後 8時

(平成21年 2月26日揭示済)

奈良市告示第79号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 2月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成21年 2月26日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 2月26日揭示済)

奈良市告示第80号

平成21年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85号第2項の規定により、次のとおり公示します。

平成21年 2月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 縦覧の期間
平成21年 4月 1日から同年 4月30日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 2 縦覧の時間
午前 9時00分から午後 5時00分まで
- 3 縦覧の場所
奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 東棟 2階 資産税課

(平成21年 2月27日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年2月27日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 三 浦 教 次
同 大 橋 雪 子

土地改良清美事務所

監査結果公表日 平成18年12月27日（奈良市監査委員告示第16号）

措置結果通知日 平成21年2月5日

| 【監査の結果】 | 【措置の内容】 |
|--|--|
| 契約締結の方法は、一般競争入札によるべきことが原則とされるが、第2工区分離排水整備工事において、一体としての工事施工を分割発注し、随意契約されているように見受けられた。発注方法に留意されたい。 | 平成19年度から埋立作業の状況を把握しながら、工事内容を精査し、一体的な工事が可能かどうか十分検討しています。 また、随意契約となる場合は、奈良市建設工事随意契約要領に基づき実施しています。 |

（平成21年2月27日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第3号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年2月16日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

舗装工事、市内神功二丁目地内他1箇所ほか3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の

総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成21年2月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局

建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成21年 2月20日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成21年 2月16日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 3 号

平成21年 3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成21年 2月25日

奈良市教育委員会

委員長 冷 水 毅

1 日時

平成21年 3月 3日 (火)

午前10時00分から

2 場所

奈良市役所北棟 3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成20年度 3月補正予算内示について

(2) 平成21年度経常・政策経費予算内示額について

議 事

議案第48号 奈良市立狭川幼稚園の休園について

議案第49号 奈良市指定文化財について

その他

教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2

月～3月

傍聴受付は、開催日の午前 9時から午前 9時50分までで、定員 5名になり次第締め切ります。

(平成21年 2月25日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 4 号

奈良市農業委員会平成21年 3月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により

告示します。

平成21年 2月19日

奈良市農業委員会

農政部長 中 島 信 男

1 日時

平成21年 3月 2日 (月) 午後 1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市役所 北棟 6階 第22会議室

3 議題

(1) 第47号なら農業委員会だよりの発行について

4 報告

(1) 農業相談会実施結果について

(平成21年 2月19日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。